資料２

函館市における部活動地域展開の進め方（案）

	改革推進期間			改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）		
令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度）

- （国）ガイドライン　策定
- （道）地域展開に関する推進計画　策定
- （市）学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会　設置
- 検討・協議
- （市）地域移行推進計画　策定（休日の地域移行の進め方等）
- （国）ガイドラインの改定
- （道）地域展開に関する推進計画の改定
- 地域クラブ活動の運営体制・実施方法等の具体的検討
- （市）計画改定（名称変更・期間延長・認定制度等）
- 8月～ 月1回休日の部活動を実施しない週を設ける「地域クラブ活動の日」
- 認定制度（案）の検討 ※既存クラブチームとの意見交換
- ■検討事項
  - ◎認定地域クラブ活動への支援
  - ◎経済的困窮世帯の生徒への支援
  - ◎民間からの寄附等の活用
- ◎学校・生徒・保護者等への周知・広報・説明会等
- ◎関係団体・各実施主体への周知・協力依頼・説明会等
- 8月～ 月2回休日の部活動を実施しない週を設ける 認定地域クラブ活動の実施
  - ◎認定制度の運用
  - ◎認定地域クラブ活動への支援
    - ▼学校施設の使用許可・利用調整
    - ▼人材バンク登録情報の提供
    - ▼認定地域クラブ活動の広報
    - ▼各種派遣補助金（既存）
  - ◎指導者の確保・育成
  - ◎指導者登録制度の運用
    - ▼指導者人材バンクの設置
    - ▼希望する教職員等の兼職兼業
    - ▼指導者研修の実施等
    - ▼スポーツ指導者養成事業補助金（既存）
  - ◎生徒の安全・安心の確保
  - ◎障害のある生徒の活動機会の確保
- 8月～ 月2回以上、休日の部活動を実施しない週を設ける
- ※　各学校（部活動）において、受け皿となる認定地域クラブとの調整が可能な場合は、指定の日数を越えて部活動の休養日を設定することや、平日に認定地域クラブ活動を行うことも可とする。
- （市）計画改定（平日の地域展開の進め方等）
- 8月～ 休日の部活動を終了
- ◎拠点校部活動の整備・拡充（休日の部活動を完全に地域展開するまで）
- ◎部活動地域支援者の活用（平成28年度～）